

京都市障害者スポーツセンター食品汎用自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市障害者スポーツセンターに食品汎用自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申し込みください。

1 設置目的

市有財産を有効活用することで、財源確保を図り、市民サービスの向上を進めていくことを目的として京都市障害者スポーツセンターに食品汎用自動販売機を設置します。

2 募集する事業者

下表の設置番号①、②の両方の食品汎用自動販売機を設置する事業者を募集します。

設置番号	場所及び寸法 (mm) 上限	台数	最低使用料 (年額)
①	設置場所：京都市障害者スポーツセンター 1階（休憩コーナー） 寸法：W1,161×D872×H1,830	2台	
②	設置場所：京都市障害者スポーツセンター 2階（休憩コーナー） 寸法：W1,161×D872×H1,830	1台	
合 計		3台	80,000円

※ 使用電力計測用の子メーターを自動販売機の上部に設置する場合は、天井までの間で設置可能な高さであり、天井の点検口及び点検の際に天井に人が出入りする場合に支障が生じない箇所に設置するときに限り、子メーターを含む高さが寸法上限を超えることを認めます。

※ 令和3年度までは、当該施設内に食堂スペースを設けていたことから食品汎用自動販売機を設置していなかったため、実績なし（令和4年度以降は食堂スペースを廃止）。

3 取扱商品及び販売価格

菓子パンや弁当、アイスクリーム等の食品の販売を基本とし、酒類の販売は不可とします。

なお、販売価格は、事業者において任意で設定すること。

4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) 環境に配慮したものとしてください。
- (2) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (3) 少なくとも1台は、車いす対応のものとしてください。
- (4) 電気子メーターを設置してください。

5 維持管理等

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空包装の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

6 応募資格要件

仕様書を確認してください。

7 使用許可の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とします。

〔令和5年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障はないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新することがあります。〕

8 申込方法及び受付期間

(1) 申込受付期間（持参又は郵送）

令和4年2月28日（月）～同年3月18日（金）必着

(2) 審査及び候補者の選定

応募者のうち、最も高い価格を提示したものを、候補者として選定し、資格等の審査を行います。

なお、応募者のうち、同額の者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いの下、くじにより決定します。

審査段階で応募価格最高額の者が応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、応募価格第2位の者の資格審査を行います。

(3) 必要書類

ア 応募申込書

イ 販売予定品目

ウ 設置予定機器等の仕様がわかる資料

9 質問及び回答

(1) 質問（持参又はFAX）

令和4年2月28日（月）～同年3月9日（水）

(2) 回答

令和4年3月14日（月）までに、保健福祉局障害保健福祉推進室ホームページに掲載します。

10 営業事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

(2) 決定予定日

令和4年3月25日（金）（予定）

(3) 決定後の公表

京都市情報館内の障害保健福祉推進室ホームページにおいて営業事業者の決定状況を掲載するとともに、営業事業者にその旨を通知します。

【問合せ先】

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（担当：伴・栗山）

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 番地 Y・J・Kビル3階

電話（075）222-4161 FAX（075）251-2940